

こんにちは。吉備国際大学の中野と申します。

本日は、自己決定を支えるもの社会福祉援助の視点からというテーマでお話したいと思えます。

私は障害のある人の自己決定を支えるものとして、2つのことがとても重要だと思っております。1つは社会福祉援助においてインフォームド・コンセントに基づく自己決定であること、インフォームド・コンセントは日本語では説明と同意というふうに訳されています。2つ目には障害のある人の自己認識、自己受容、それに対する援助者の共感的理解が大切だと考えます。これからその理由についてお話ししたいと思います。

まず、1つ目のインフォームド・コンセントに基づく自己決定が、重要視されるようになった歴史的な背景についてお話しします。ノーマライゼーションという理念がありますが、今や社会福祉全体の共通理念として掲げられています。これは、どのような障害があろうとも地域の他の市民と同じ生活をする、ほかの市民と混じりあった生活をする権利を持っている、他の市民と同じ法的な保障があり、経済的な保障があり、労働上の保障があり、そしてお互い人間として尊重しあって生活する社会を目指すという考え方です。その理念を世界で初めて反映させたのが、デンマークの1959年法と呼ばれる、知的障害者のケアの法律です。その後、スウェーデンでも同様の法律が制定され、アメリカ、イギリス、日本などに広まっていくことになります。

ノーマライゼーションの浸透は、欧米では大型入所施設を解体させ、グループホームなどの地域生活中心の居住形態への変革をもたらしました。

目に見える形ではそうなのですが、それは見えない部分において、知的障害がある人の自己認識とそれに基づく自己決定という、意識変革を伴うものであったことを忘れてはいけません。本格的には70年代からですが、自己認識しているということは、良い生き方を選ぶ上で、とても大切だと思います。障害の自己認識の意味するものとして、具体的には自分には何ができて、何ができないかを理解すること、理解した上でそれを受容することということだと思います。厳しい差別を経験しているが故になかなか認めたくないという気持ちも、強くあるかと思えます。それから1990年に知的障害者の世界大会がパリで行われて、そこで本人たちから次のような発言がありました。私たちは「知的障害を持っているということを自分で認めよう。知的障害を持っているからこそ、それを補う、様々な援助を要求しよう。私たちには自分のことを決める権利があり、

社会はそれを認めた上で援助してほしい」という発言がありました。この発言から、自己認識とそれに基づく自己決定の重要性を感じることができると思います。ノーマライゼーションの理念の浸透とともに、やがて援助者主体から利用者主体へ利用者の自己決定権を尊重する動きが出てきます。欧米では1970年代後半ごろから出てきますが、その後様々な法律や活動の中に、それらが見られるようになってきます。例えば英国の1990年の国民保健サービス及び新コミュニティケア法の中で。また、日本においても80年代初めに大学の研究者や専門家によって叫ばれるようになりましたが、日本においても1993年の障害者対策に関する新長期計画の中に障害者の主体性、自立性の確立という言葉が出てきますし、それから2000年の社会福祉法の中でも利用者の立場に立った社会福祉制度の構築、両者が事業者と対等な関係に基づき、サービスを選択する利用制度というような言葉が法律の中に出てきます。

しかし、利用者主体、自己決定という理念としてはわかっている、実際の援助の場面では戸惑いや手探りの状態も、起こり得るかもしれません。このことについて、利用者主体の福祉サービスの夢と戸惑いということを考えてみたいと思います。